

## 山形県がん診療連携協議会設置要綱

(目的及び設置)

**第1条** 山形県内どこでも質の高いがん医療が受けられるよう、山形県の都道府県がん診療連携拠点病院、各地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び山形県がん診療連携指定病院（以下「がん診療連携拠点病院等」という。）相互の協力連携体制の整備促進を図るため、山形県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関する情報交換に関すること。
- (2) 山形県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) がん診療における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) 在宅医療を含めた緩和ケアの提供体制・連携体制の整備に関すること。
- (5) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (6) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (7) その他協議会で必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 県内の医学部を有する大学の代表者
- (2) がん診療連携拠点病院等の代表者
- (3) 山形県医師会の代表者
- (4) 山形県健康福祉部の代表者
- (5) その他会長が必要と認める者 若干名

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長または副会長が委員を辞任した場合、後任の委員が前任者の残任期間について当該役職に就任する。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を会議に出席させることができる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(部会)

**第6条** 協議会は、協議事項について詳細な検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、がん診療連携拠点病院等の職員のうち各病院の長が指名した者並びに部会長が必要と認める者をもって構成する。

3 部会には部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。

5 部会は、必要に応じて部会長が指名した者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

6 部会長は、少なくとも年1回、部会の活動の状況等を協議会に報告するものとする。

(事務局)

**第7条** 協議会の事務を処理するため、県がん診療連携拠点病院及び県が事務局を担うものとする。

(細則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月4日から施行する。

この要綱は、平成23年1月25日から施行する。

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

この要綱は、令和8年1月27日から施行する。